



平成 27 年 2 月 20 日

各 位

会社名 株式会社丸和運輸機関
代表者名 代表取締役社長 和佐見 勝
(コード番号: 9090 東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員管理統括本部副本部長
兼総合企画本部長 河田 和美
(TEL. 048-991-1000)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 20 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定を申請しております。

しかしながら、当社の申請に基づく株式会社東京証券取引所の承認の可否及び時期については不確定であり、市場第一部銘柄へ指定されない場合もあります。

【本資金調達目的】

当社グループは、サードパーティ・ロジスティクス（3PL※）及び輸送サービスを中心として事業活動を展開しております。3PLブランドを「AZ-COM（アズコム）」、輸送サービスブランドを「桃太郎便」として、お客様に感動し、満足して頂くことを第一に掲げたサービスの提供を推進しております。特に、物流センター業務をコアとする3PLにおいては、小売業を中心とした低温食品物流、医薬・医療物流、常温物流に特化した物流企業としてのポジションを確立すべく、積極的な営業開発を推進しております。

わが国経済は、政府の経済政策により、企業収益や雇用環境など総体的に緩やかな回復基調で推移しておりますが、消費税率の引き上げによる消費マインドの低迷や円安による原材料の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

物流業界においても、人材・車両不足や電気料金の高騰を背景とした物流コストの増加により、引き続き厳しい経営環境が続いており、当社グループは、物流業界の高齢化及び労働人口減少の進行を見据えた人材確保のため、新卒の積極的な採用に取り組んでおります。

このような中、平成 28 年には新規に設立する大型物流センター（東北統合センター(仮称)）の稼働も予定しており、そのための物流設備や物流機器の導入及び管理能力の高い人材の確保が必要となります。

今回の増資資金をこれら設備投資や人材採用等に充当することで、事業の拡大と物流センターのローコストオペレーション化による収益拡大を実現し、業績の向上並びに企業価値の更なる向上に努めてまいります。

また、新株式発行と同時に株式売出しを実施し、当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を図り、株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄指定への形式要件を充足することも目的としております。

※3PLとは、第三者の立場でお客様に対して専門的立場に立ってロジスティクスシステムサービスを戦略的に提供することをいいます。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 400,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年3月9日(月)から平成27年3月11日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成27年3月16日(月)から平成27年3月18日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 和佐見 勝に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 200,000株 |
| (2) 売出人 | 和佐見 勝 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
 なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成27年3月17日(火)から平成27年3月19日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 和佐見 勝に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 90,000株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 和佐見 勝に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 90,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 3 月 25 日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 26 日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 和佐見 勝に一任する。
- (10) 上記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 90,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、90,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 27 年 2 月 20 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式 90,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 27 年 3 月 26 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 3 月 23 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 7,478,620株 | (平成27年1月31日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 400,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 7,878,620株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 90,000株 | (注) |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 7,968,620株 | (注) |
- (注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 1,117,559 千円については、新規物流センターに関連する物流機器及びその設置工事資金に 805,000 千円、運転資金（新卒の採用関連費用、既存及び新規物流センターの車両等を含むリース料、既存物流センターのカゴ車等マテハン機器等の消耗品の購入）に 312,559 千円をそれぞれ充当し、全額を平成 28 年 3 月期中に支出する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

設備計画の内容につきましては、平成 27 年 2 月 20 日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成 27 年 1 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	秩父セキュリティ (埼玉県秩父市)	その他	文書保管 倉庫	387,500	79,500	増資資金 (注) 2	平成26年 11月	平成27年 6月	保管能力 の向上
	アズコム吉川MK共配 (埼玉県吉川市)	物流事業	物流セン ター設備	300,000	—	ファイナ ンス・リ ース	平成27年 2月	平成27年 8月	物流能力 の向上
	アズコム北関東MK共 配 (栃木県足利市)	物流事業	物流セン ター設備	400,000	—	ファイナ ンス・リ ース	平成27年 8月	平成28年 3月	物流能力 の向上
	東北統合センター(仮 称) (宮城県黒川郡富谷町)	物流事業	物流セン ター設備	2,226,900	150,000	増資資金及 び借入金	平成27年 1月	平成28年 5月	物流能力 の向上
㈱丸和通運	各営業所	物流事業	クールコ ンテナ	706,000	32,680	ファイナ ンス・リ ース	平成26年 5月	平成27年 6月	物流能力 の向上

- (注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2. 当該増資資金は、平成 26 年 4 月 7 日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式）によって調達した資金であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記の資金等に充当することにより、中長期的な収益力の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけており、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。また、内部留保資金につきましては、今後の財務体質の強化や業容拡大に対応するグループ内部のインフラ整備、既存事業の強化並びに新規事業の展開等に投入してまいります。

また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、今期より中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うこととしております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	542.35 円	610.97 円	504.68 円
1 株当たり年間配当金	435 円	100 円	100 円
(内 1 株当たり中間配当金)	(—)	(—)	(—)
実績連結配当性向	80.2%	16.4%	19.8%
自己資本連結当期純利益率	26.3%	25.2%	17.8%
連結純資産配当率	—	4.2%	3.5%

- (注) 1. 平成26年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。なお、表中の数値につきましては、当該株式分割前の実績を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 平成 24 年 3 月期の連結純資産配当率につきましては、平成 23 年 3 月期において連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 1.3%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成 24 年 11 月 17 日	70,100 株	1,082 円	541 円	平成 26 年 11 月 18 日から 平成 34 年 11 月 17 日まで
平成 25 年 3 月 27 日	32,000 株	1,082 円	541 円	平成 27 年 3 月 28 日から 平成 35 年 3 月 27 日まで

(注) 平成 26 年 7 月 18 日開催の取締役会決議により、平成 26 年 10 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3)過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 25 年 3 月 26 日	216,300 千円 (注)	1,108,604 千円	623,026 千円
平成 26 年 4 月 7 日	新規上場時 有償一般募集 1,887,000 千円	2,052,104 千円	1,566,526 千円

(注) 株式会社マツモトキヨシホールディングス及び株式会社ダスキンを割当先とする第三者割当によるものです。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	－円	－円	－円	3,100 円 □1,980 円
高 値	－円	－円	－円	4,400 円 □2,585 円
安 値	－円	－円	－円	2,911 円 □1,717 円
終 値	－円	－円	－円	4,025 円 □2,534 円
株価収益率	－倍	－倍	－倍	－

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。なお、平成 26 年 4 月 8 日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。
2. □印は、株式分割（平成 26 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の分割）による権利落ち後の株価を示しております。
3. 平成 27 年 3 月期の株価については、平成 27 年 2 月 19 日現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

した数値を記載しますが、当社は株式上場後決算期末を迎えていないため該当事項はありません。

なお、平成27年3月期は未確定のため記載しておりません。

- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である和佐見勝及び当社株主である株式会社WASAMIは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。